



ねり製品製造工場における加熱処理風景（ちくわ）  
（水産加工資金法によってこうした水産加工品の製造施設の整備に対する長期低利融資制度が措置されています。）

### CONTENTS

○水産加工資金法の改正について .....	2
	漁政部加工流通課
○漁業と異業種で新ビジネス！	
～漁村をズンッと元気にするビジネスプランの事業化を支援～ .....	4
	漁政部企画課
○資源回復計画の取組状況について .....	6
	資源管理部管理課資源管理推進室
回遊魚 .....	7
	漁政部水産経営課指導室長 木島 利通
平成20年4月分のプレスリリース .....	8

# ○水産加工資金法の改正について

漁政部加工流通課

去る3月31日に、改正水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（平成20年法律第7号）が公布されましたので、その概要についてご説明いたします。

## 1 水産加工資金法の意義と概要

### (1) 水産加工業の概要

水産加工業は、平成17年現在、約3兆2千億円の生産額と249万トンの生産量を有し、国内漁獲物の4割を占める最大の仕向先であり、漁業と車の両輪を担うものとして漁業経営の安定と水産資源の有効利用に寄与しています。また、ねり製品、塩干品、缶詰等の多様な製品を一年を通して安定的に供給することで国民の豊かな食生活の形成に貢献するとともに、全国約9千の経営体が約18万人を雇用し地域経済の大きな柱となっています。

その経営については、原材料費が出荷額の6割を超え、原材料の安定確保が重要な課題です。また、水産加工業は、従業員300人未満のものが全体の99.8%、20人未満のものが74.0%と中小・零細規模の事業者が多数を占め、一般の金融機関からの多額の設備投資資金の調達が困難な場合が少なくありません。

このような特徴を有する水産加工業に対して、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和52年法律第93号。以下「水産加工資金法」という。）に基づく水産加工資金の融通措置が講じられています。

### (2) 水産加工資金法の意義・概要と改正経緯

水産加工資金法は、国際的な漁業規制の強化や我が国周辺水域の資源水準の低迷といった事情に起因する加工原材料の供給事情の悪化や外国産水産加工品の輸入増大という水産加工業をめぐる厳しい状況に対応して、水産加工業の体質強化と近海資源の有効利用を図るため、農林漁業金融公庫が水産加工品製造施設の改良、造成、取得に必要な資金を長期・低利で融通することを内容とし、有効期間5年間の時限立法となっています。

水産加工資金法は、昭和52年に制定されています。これは、当時米国及びソ連により北洋に漁業水域が設定され、北洋漁業とその関連業種が大打撃を受けたため、その対策の一環として、すけとうだら等の北洋魚種を原料とする水産加工業者に対し原料魚や製品の転換を促すとともに、水産加工業の体質強化を図ることが必要であったからです。

その後、①米ソのみならず各国による漁業水域の設定、②国連海洋法条約による公海の漁業規制、③我が国周辺水域の資源減少、といった事情が逐次発生し、原材料供給の悪化及び水産加工品の輸入増大による国産との競合激化が

見られたため、資金内容を見直しつつ、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年と5次にわたり延長を行ってきました。

なお、水産加工資金は、平成15年度～18年度の4ヶ年ののべ実績として、融資件数160件、融資金額172億円となっており、大変多くの水産加工業者の方にご利用いただいています。

### 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案の概要

現 行	今回改正内容
<p>〈背景〉 《原材料の供給事情》 ・ 国際的な水産資源の管理の強化による原材料の供給事情の悪化 ・ 周辺資源の減少による原材料の供給事情の悪化</p> <p>《貿易事情》 ・ 水産加工品の輸入増大</p> <p>〈有効期限〉 平成20年3月31日</p> <p>〈融資対象〉 以下の施設の改良・造成・取得、特別の費用、権利の取得 ・ 水産加工品の製造・加工 ・ 新製品・新技術の研究開発・利用</p> <p>〈融資機関〉 ・ 農林漁業金融公庫</p>	<p>〈背景〉 《原材料の供給事情》  左記に加え、  ・ 世界的な水産物の需要の増大による原材料の供給事情の悪化</p> <p>《貿易事情》 左記に同じ</p> <p>〈有効期限〉 平成25年3月31日</p> <p>〈融資対象〉 左記対象に、以下のものが含まれることを明確化 加工残さなど未利用資源の有効利用による非食用水産加工品（魚粉等）の製造（具体的内容は政令で規定）</p> <p>〔政策金融機関の統合に伴う措置〕 〈融資機関〉 ・ 日本政策金融公庫 （平成20年10月1日に農林公庫、中小公庫、国民公庫等を統合）</p> <p>〈融資対象者・償還期限〉 ・ 新公庫移行後は、中小企業者向け・償還期限10年超の資金に限定</p>

## 2 改正の概要

### (1) 水産加工業をめぐる新たな情勢と法律の有効期間の延長

水産加工資金法は、本年3月31日に有効期限の終了を迎えることとなっておりましたが、我が国水産加工業をめぐる情勢は、国際的な水産資源の管理の強化、周辺水域の資源状況の悪化に加え、近年の世界的な水産物需要の増大の影響を受け、特に欧米で人気の高い魚種の日本向け輸出が中国・EU等にシフトするなどにより、原材料となる生鮮・冷凍の輸入量がこの5年で約2割減となり、原材料の供給事情が従来に増して悪化しています。

他方、製品の輸入は増加しており、水産加工経営に大きな影響を与えています。

このような水産加工業をめぐる厳しい情勢を踏まえ、本法の有効期間を5年間延長し平成25年3月31日までとすることとしました。

(2) 非食用水産加工品の製造施設を資金対象として明確化

改正前の水産加工資金の対象は、次のいずれかの水産加工品の製造・加工施設の改良等のための資金でした。

- ① 製造・加工の共同化、原料・製品の転換等の要件を満たす食用水産加工品の製造・加工
  - ② 食用水産加工品の新製品・新技術の研究開発・利用
- 今般、これに加え、加工残さ等の未利用・低利用の水産資源を原材料とする非食用水産加工品の製造・加工施設を資金対象として明確化しました。

非食用水産加工品の追加

輸入原材料の供給情報の悪化

○世界的に水産物の需要が高まっており、人気の高い水産物の加工原材料の買付競争が激化し、日本のシェアは低下している。

<全輸出量に占める日本のシェア低下の事例> (単位:%)

水産物名	2001	2002	2003	2004	2005	2006
米国のマダラ (冷凍・冷蔵・生鮮)	43.2	41.2	34.7	27.7	24.3	19.4
米国のペニサケ (冷凍)	87.3	92.3	89.8	81.7	80.9	49.8

未利用・低利用部位(加工残渣)の有効利用の必要性

○食品リサイクル法の改正により、食品関連事業者の定期報告の義務化等食品廃棄物の発生監視体制が強化された。  
\* 魚介類廃棄物の約3割程度しか再利用されていない。  
再資源化可能な残渣が100万トン程度あるものと推計。

○世界的な水産物需要の増大は、養魚飼料となる魚粉にまで及んでおり、魚粉価格は上昇している。

	魚粉単価の動向	
	H12	H18
輸入魚粉単価	57円/kg	↗ 114円/kg
魚粉国内流通単価	72円/kg	↗ 148円/kg

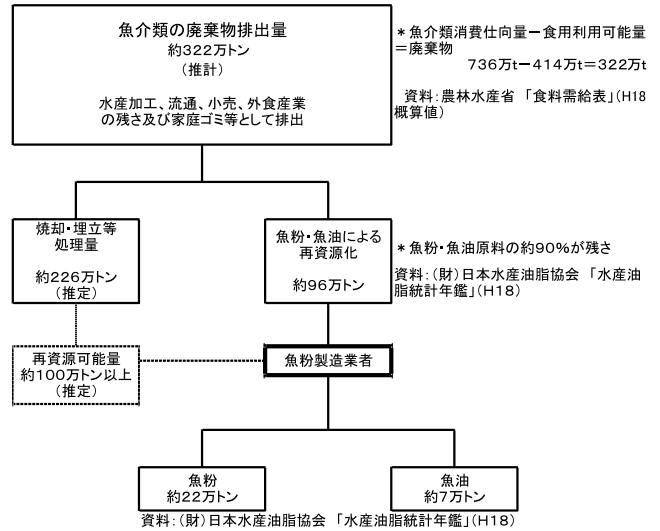
**限られた原材料を有効利用した**

- 高付加価値商品、外国製品等と差別化された商品の開発
- 未利用・低利用部位(加工残渣)の有効利用(魚粉等の非食用水産加工品)により、水産加工業の体質強化を図る。

我が国水産加工業は原料をある程度外国産に頼らねばならない状況にあります。しかし、近年の世界的な水産物需要の増大により外国からの原料調達も悪化している中、水産加工業者の体質強化を図るには、限られた原料を有効に活用していく必要があり、これまであまり行ってこなかった非食用水産加工品についても積極的に製造していくことが大切です。こうした非食用水産加工品として有望なのが、養魚用飼料となる魚粉です。魚粉は国内需要の約6割を外国産に頼っていますが、中国における養殖生産の増大などにより今後の確保が危ぶまれており、国産魚粉の安定的な供給が望まれています。また、非食用水産加工品の原材料については、

食用水産加工品の加工残さなど未利用・低利用の水産資源を用いることが有効です。現在、魚類系廃棄物約320万トンのうち、再資源化されているものは約90万トンであり、残りの約230万トンは焼却・埋立処分されていますが、このうちの約100万トンは再資源化可能と見られています。

魚介類等の残さの排出・処理状況



これまで、法律の文言上、非食用水産加工品の製造・加工施設を資金の対象から排除するものではありませんでしたが、具体的な資金の対象として非食用水産加工品の製造・加工施設への資金の融通が可能かどうか不明確な形になっていました。

このため、加工残さなどの未利用・低利用の水産資源を原材料とする非食用水産加工品の製造・加工施設を資金の対象として明確にするための規定の整備を行いました。

(3) 政策金融改革への対応

水産加工資金の融資機関は農林漁業金融公庫ですが、「政策金融機関は民業補完に徹するもの」とする政策金融改革により、昨年、株式会社日本政策金融公庫法が制定され、農林漁業金融公庫は、本年10月に、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫等とともに株式会社日本政策金融公庫に統合されるとともに、食品産業向けの貸付けは、中小企業者向けの償還期限10年を超えるものに限定することとされました。これを受け、水産加工資金法においても、融資機関を日本政策金融公庫に改めるとともに、貸付けを限定することとしました。

(4) 施行期日

(1)～(2)は公布即施行、(3)は本年10月1日に施行することとしています。

(5) その他の改正事項

今回の法律改正に合わせて、はたはた、かにを原料とする水産加工品の製造・加工施設の整備にも水産加工資金を利用していただけることとしました。また、沖縄振興開発金融公庫の対象地域である沖縄以外の全都道府県でも利用いただけることとなります。

### 3 最後に

水産加工資金法は、衆議院・参議院ともに全会一致で可決され、今国会の農林水産省関係法案の先頭を切って成立しました。これは、本法に対する期待の表れであると考えております。

一般の改正で、水産動植物を原材料にした加工品であれば、食用であっても非食用であっても、その製造・加工施設が融資の対象であることを明確にしました。また、日本政策金融公庫への移行でこれまで農林漁業金融公庫として全国で22に過ぎなかった支店が全都道府県に配置され、より利用しやすくなります。水産加工施設の整備に幅広く利用いただける水産加工資金を有効に活用していただきたいと考えております。水産加工資金の詳細については、最寄りの農林漁業金融公庫の支店に遠慮無くお問い合わせ下さい。

(注1) 水産加工資金を利用していただける魚種（下線部が今回追加した魚種）

あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとうだら、たい、はたはた、ぶり、ほっけ、まぐろ、まだら、いか、かき、ほたてがい、かに、海藻類

(注2) 政策金融機関の統合に伴う水産加工資金関連の措置内容

	現行	統合後
融資機関	農林漁業金融公庫	株式会社日本政策金融公庫
融資対象者	水産加工業者、水産加工業協同組合等	左記のうち中小企業者に限定
貸付利率	1.5%~1.7% (4月18日現在)	—
償還期限	15年以内(うち据置期間3年以内)	左記のうち10年超のものに限定

(注3) 農林漁業金融公庫の支店

<http://www.afc.go.jp/branch/index.html> (公庫相談窓口案内) をご覧下さい。

## ○漁業と異業種で新ビジネス！

### ～漁村をズンッと元気にするビジネスプランの事業化を支援～

漁政部企画課

水産庁では、漁業分野への異業種事業者・起業家の新規参入を促進するため、平成19年度から、漁業以外の分野の異業種の事業者・起業家が漁業者と連携しつつ独自のノウハウや技術を活用した水産資源の新ビジネスの事業化に対して支援しています。

その支援内容は、事業化に要する対象経費のうち2分の1を上限として、最高年間3,000万円までの助成金を最長3年間交付するものです。

平成19年度においては、申請のあった70のビジネスプラン(事業計画書)の中から、ビジネスプラン審査委員会の厳正な審査を経て、助成対象となる24の認定ビジネスプランが選定されました。

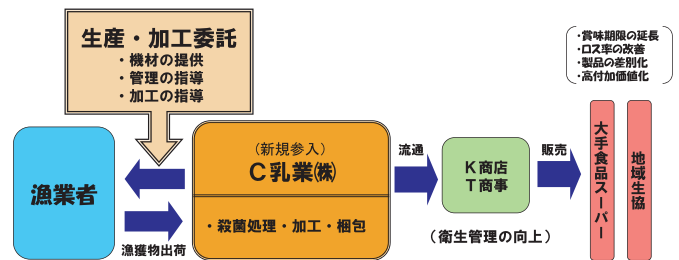
ここでは、認定された3つのプランをご紹介します。

(プラン1) 新規参入する乳業メーカーが、漁業者に生産・加工委託をすることで漁業に新規参入する事例です。これは、漁業者が水産製品を加工する際、乳業メーカーが持つ殺菌技術を導入し、細菌数をコントロールすることで衛生管理の向上を図るものです。これにより、水産製品の安全性が高まり、製品の差別化、高付加価値化に加え、賞味期限の延長やロス率の改善にもつながります。漁業者にとっても、漁獲物を安定的に出荷できるようになり、安定した収入確保、新たな雇用の創出にもつながります。

#### プラン1：生産委託による漁業生産への参入

(乳業メーカーの殺菌技術導入による安全・安心なチリメン製品の開発)

- ・チリメン・小女子の細菌数のコントロールによる、賞味期限の延長や衛生管理の向上、ロス率の改善。
- ・殺菌処理による食の安全性の向上により、製品の差別化・高付加価値化を実現。
- ・安定した漁業収入を図る。



(プラン2) 生産委託による漁業への新規参入ですが、1つ目と違って流通のノウハウを活用したものです。新規参入する食品企画・開発事業者は、中国において高級食材とされるナマコを重要な輸出商材と捉え、中国でのナマコ市場を開拓することを目的としたビジネスプランです。その内容は、11漁協から構成される漁業振興協議会にナマコの生産・加工技術、品質管理の指導を行い、生産されたナマコを一括かつ一定価格で買い上げるものです。漁業者にとっても収入の安定や加工作業における雇用拡大が期待されます。また、本事業により得られる剰余金は、ナマコ

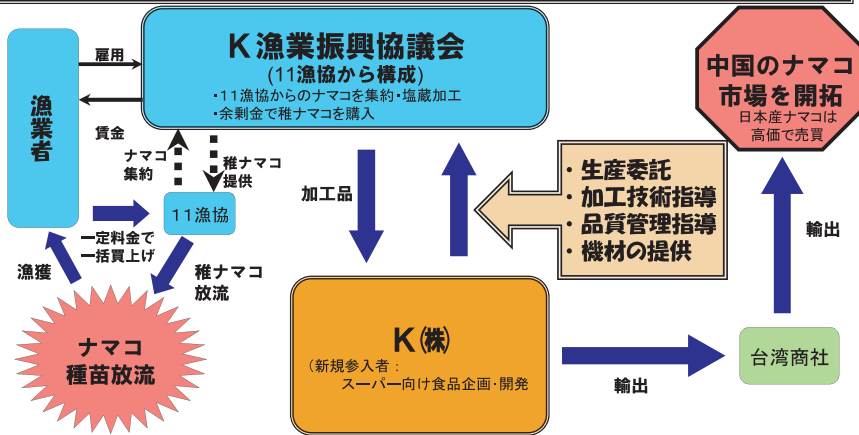
の種苗放流にあて、循環型漁業の確立を同時に目指してい の増加が期待されます。  
ます。

今年度も、昨年度と同様に新たなビジネスプランを募集することとなっており、公募期間は7月18日から7月31日までです。昨年度の認定ビジネスプランの取組をまとめた事例集を作成しているので参考にしてください。(入手方法：【http://biz.ryoushi.jp】よりダウンロードが可能。)

また、今年度の公募に先だって、昨年盛況だった、異業種のノウハウを求める漁協・漁業会社と漁業分野への新規参入を希望する事業者・起業家の出会いの機会を創出する「ビジネスマッチングフェア」を、6月21日に東京秋葉原のAKIBAスクアにて開催します。詳細については、全国漁業就業者確保育成セ

プラン2：生産委託による漁業生産への参入（ナマコの循環型漁業の確立）

- ・ ナマコを一定価格で一括買上げすることで漁業者の収入の安定化を図る。
- ・ 一括買上げたナマコを集約し、塩蔵加工することで、地元地域の雇用増大を図る。
- ・ 当事業の剰余金によるナマコの種苗放流を実施することで、循環型漁業を構築する。



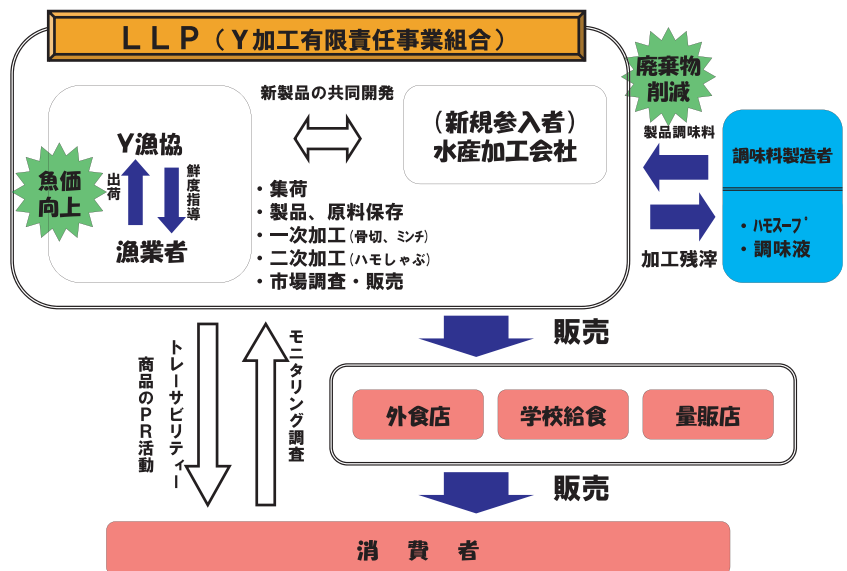
(プラン3) 県漁協と水産加工業者がLLP（有限責任事業組合）を設立して、漁業に参入する事例です。これは、LLPの構成員の漁協が規格外の大型ハモを供給し、新規参入する水産加工業者の高度なフグ加工技術を大型ハモの骨切りに応用して、新たな加工商品の開発・販売を行うプランです。新たな加工商品を開発するとともに、一時処理で発生した残滓も調味料等の商品開発の対象とすることで廃棄物の削減を図ります。年間を通して効率的な生産（夏期：ハモ、冬期：フグ）を行い、無駄のない安定的な経営を確立することができ、また規格外ハモの買い取りによる漁業収入

ンターのホームページ【http://ryoushi.jp】をご覧ください。

水産庁としては、今後とも、異業種の事業者や起業家の水産業に対する関心を惹起し、新たな発想のビジネスプランの実現により、地域の漁村を元気にする取組を実施して参ります。

プラン3：LLP設立による漁業生産への参入

- ・ ふぐの高度な加工技術を規格外の大型ハモの骨切りに応用して、新たな加工商品を開発する。
- ・ 年間を通して効率的な生産(夏:ハモ、冬:ふぐ)をすることが可能になり、無駄のない安定経営を図る。
- ・ 規格外ハモの買い取りによる漁業収入の増加。
- ・ 一次処理した残滓も商品の開発対象として、廃棄物の削減を図る。



# ○資源回復計画の取組状況について

資源管理部管理課資源管理推進室

## はじめに

我が国周辺水域の水産資源の多くが低い水準にある中で、水産資源の回復・管理を推進することが水産政策の課題となっています。このため、水産庁では、水産資源の積極的な回復を図るため、「資源回復計画」を推進しています。

資源回復計画とは、緊急に資源の回復を図ることが必要

実施中の魚種別資源回復計画（平成20年4月24日現在）



資源回復計画名	公表年月日	資源回復計画名	公表年月日
1 宗谷海峡海域イカナゴ	H16. 4. 22	26 茨城県霞ヶ浦ワカサギ	H18. 7. 11
2 えりも以西海域マツカワ	H17. 3. 10	27 山口県日本海アマダイ類	H18. 7. 24
3 太平洋北部沖合性カレイ類	H15. 3. 10	28 滋賀県琵琶湖ニゴロフナ	H18. 10. 6
4 マサバ太平洋系群	H15. 10. 23	29 伊勢湾・三河湾イカナゴ	H18. 11. 10
5 日本海北部マガレイ、ハタハタ	H15. 7. 1	30 熊本県ヒラメ	H18. 12. 25
6 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種	H14. 8. 13	31 福島県マアナゴ	H19. 2. 13
7 日本海沖合ベニズワイガニ	H17. 4. 7	32 沖縄県八重山海域沿岸性魚類	H19. 3. 12
8 日本海西部あかがれい（ずわいがに）	H14. 9. 6	33 青森県ウスメバル	H19. 3. 28
9 サワラ瀬戸内海系群	H14. 4. 12	34 青森県イカナゴ	H19. 3. 28
10 カタクチイワシ瀬戸内海系群（資源）	H17. 3. 31	35 マダラ陸奥湾産卵群	H19. 3. 29
11 周防灘小型機船底びき網漁業対象種	H16. 11. 19	36 太平洋南部キンメダイ	H19. 3. 29
12 大分県豊前海アサリ	H16. 3. 26	37 スケトウダラ日本海北部系群	H19. 3. 29
13 ヤリイカ太平洋系群（南部）	H16. 11. 4	38 山形県シロギス	H19. 4. 2
14 九州・山口北西海域トラフグ	H17. 4. 15	39 石川県ヒラメ・沿岸性カレイ類	H19. 4. 27
15 熊本県アサリ	H17. 3. 30	40 福岡湾口域イカナゴ	H19. 5. 30
16 南西諸島海域マチ類	H17. 4. 15	41 新潟県ウスメバル	H19. 6. 5
17 大分県豊後水道域クルマエビ	H17. 8. 4	42 新潟県佐渡湾区マナゴ	H19. 6. 5
18 宮崎海域カサゴ	H17. 8. 9	43 山形県ヒラメ	H19. 10. 11
19 長崎県大村湾マコ	H17. 8. 30	44 宮城県マコガレイ	H20. 2. 12
20 岩手県ヒラメ	H18. 2. 27	45 宮城県マアナゴ	H20. 2. 12
21 愛媛県伊予群マコガレイ	H18. 3. 20	46 青森県太平洋海域ヒラメ	H20. 3. 24
22 神奈川県三浦半島アワビ	H18. 3. 22	47 有明海カサミ	H20. 3. 28
23 山口県瀬戸内海アサリ	H18. 3. 28	48 岩手県ケガニ・ミズダコ	H20. 3. 28
24 滋賀県琵琶湖セタンジミ	H18. 3. 30	49 茨城県シライトマキバエ	H20. 3. 28
25 和歌山県太平洋イサキ	H18. 5. 1		

※青色部分は国が作成した計画。

## 資源回復計画の作成状況について

資源回復計画の作成作業は平成13年度から開始されており、現在、魚種別資源回復計画が49計画、包括的資源回復計画が14計画作成されています。このうち、国が作成する資源回復計画は18計画作成されています。

国が作成する資源回復計画のうち、最初に取り組まれたサワラ瀬戸内海系群資源回復計画、日本海西部アカガレイ（ズワイガニ）資源回復計画をはじめ、最近では、マサバ太平洋系群資源回復計画など、資源状況の改善が図られてきている事例がみられます。

## マサバ太平洋系群資源回復計画の取組状況について

マサバ太平洋系群の漁獲量は、昭和53年の147万トンピークに平成2年には2万トン程度にまで減少しました。その後、平成4年と平成8年に卓越年級群が発生しましたが、当時の未成魚の多獲により資源の回復が図られず、資源は低い水準のまま推移しました。

こうした状況を踏まえ、卓越年級群の発生時には、このタイミングを逸することなく大量の未成魚を保護し、十分な産卵親魚量を確保していくことが必要不可欠とし、平成15年10月にマサバ太平洋系群資源回復計画が作成されました。計画の内容は、平成15年度から5年間に第1段階と位置づけ、産卵親魚量を18万トン（平成15年は5万トン）に回復させることを目標として、主対象漁業である太平洋北部水域の大中小型まき網漁業を中心として、休漁等による漁獲努力量削減を実施するというものです。

休漁の取組は、卓越年級群の発生状況に合わせ、操業日数の削減率を年によって10～30%に設定し、マサバの漁獲量が一定量を超えた場合に機動的に行う臨時休漁を主体に実施することとしています。休漁実績については、平成15年度7日、平成16年に卓越年級群が発生したため削減率を増加させ平成16年度22日、平成17年度30日、平成18年度24日、平成19年度25日の休漁が行われています。

近年の資源量と産卵親魚量の推移を見ますと、過去2回（平成4年と平成8年）の卓越年級群の発生以後の資源量は、3年後に大きく減少しましたが、平成16年卓越年級群の発生以後は3年後も資源量をほぼ維持している状況にあります。また、産卵親魚量は、平成18年に大幅に増加し、近年では最も大きな規模となっています。

このように、マサバ太平洋系群の資源状況は徐々に改善されてきている状況にありますが、平成17年、18年の0

実施中の包括的資源回復計画

(平成20年4月24日現在)

1 兵庫県瀬戸内海海域小型底びき網漁業包括的資源回復計画 (平成18年5月25日公表)

2 日本海・九州西海域底びき網漁業(2そうびき)包括的資源回復計画 (平成18年10月13日公表)

3 神奈川県東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画 (平成19年3月20日公表)

4 香川県小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画 (平成19年5月17日公表)

5 千葉県東京湾小型底びき網漁業包括的資源回復計画 (平成19年3月28日公表)

6 大阪府小型底びき網漁業包括的資源回復計画 (平成19年4月2日公表)

7 鳥根県小型底びき網漁業(機船手網漁業)包括的資源回復計画 (平成20年1月15日公表)

8 山形県小型機船底びき網漁業(手網第一種)包括的資源回復計画 (平成20年1月21日公表)

9 広島湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画 (平成20年2月19日公表)



10 京都府海域底びき網漁業包括的資源回復計画 (平成20年3月28日公表)

11 京都府海域定置網漁業包括的資源回復計画 (平成20年3月28日公表)

12 徳島県紀伊水道海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画 (平成20年3月28日公表)

13 長崎県橘湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画 (平成20年3月31日公表)

14 宮崎湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画 (平成20年3月31日公表)

○ 都道府県が作成  
□ 国が作成

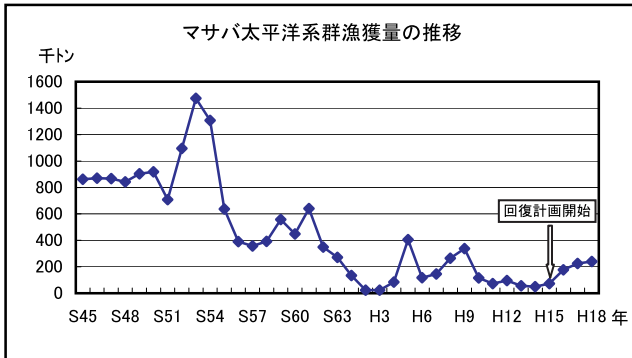
歳魚の加入量はきわめて低く、今後産卵親魚量が減少に向かうと予想されており、楽観できる状況にありません。他

方、こうした状況の中、平成19年の0歳魚の加入が比較的良好と予想されており、今後、平成19年級群主体の資源状況となることを踏まえ、これまで同様漁獲努力量の抑制を継続し、この年級群の保護を行うことが喫緊の課題となっています。このため、本年3月に開催された第10回太平洋広域漁業調整委員会において、マサバ太平洋系群資源回復計画の取組を延長することが了承され、平成20年度以降引き続き資源回復に取り組むこととしています。

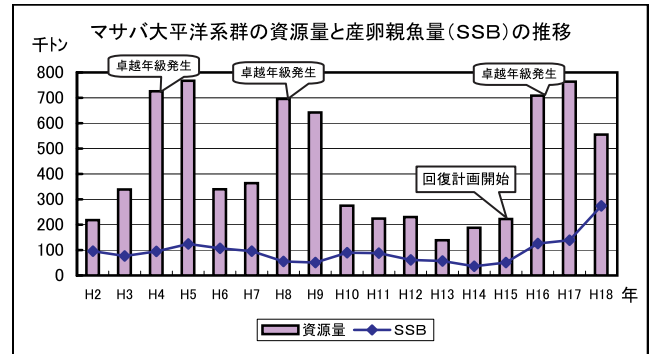
おわりに

昨年3月に閣議決定された新たな水産基本計画において、資源回復計画の一層の推進が主要施策の一つに位置づけられておりますが、今後とも、資源状況や取組状況を踏まえ、

関係者の不断の努力により、着実な資源回復を図ることが必要と考えています。



注) 数値は平成19年度資源評価結果資料(水産庁・(独)水産総合研究センター)を引用



注) 数値は平成19年度資源評価結果資料(水産庁・(独)水産総合研究センター)を引用

回遊魚

蘭楽のすすめ

蘭作りを始めてから20数年になる。今まで、寒蘭やエビネなどの和蘭やシンビジウムなどの洋蘭を数多く手がけてきたが、その多くは枯れてしまい、我が家には多数の鉢が残骸となり転がっている。

植物の世界で蘭ほど多種多様な進化を遂げたものはないといわれている。木の肌に張り付いて樹上で生活するもの、湿地に生えるもの、いずれも厳しい環境に耐えて生き残ったものだが、反面、環境の変化に弱く、肥料のやり過ぎや鉢の過湿によって容易に根が腐り、枯れてしまう。

しかし根が腐っていても、すぐにはわからない。なんとなく葉の艶がない、元気がないなあとと思って鉢を開けてみると、根が腐って黒くなっている。こうなると回復は難しい。もう少し早く気がつけばと思って最後の祭りで、1ヶ月もすれば葉が落ち、消えていく。管理に細心の注意を払っていても、結果として枯れてしまうものも多い。結局、我が家には合わなかったのだとあきらめるしかないが、値段の高かったもの場合には、かなり落ち込むこととなる。このような場合には、気分を切り替えるために新しい蘭をネットなどで密かに購入するが、数日すると我が家に配達されてくるので、すぐにわかってしまう。しかし、新しい蘭で気分が明るく、来てしまった蘭を我が家から追い出すことはできないだろうから、多少の文句を言われても上の空であり非常に気分がよい。このようなことを繰り返し、消えていくものは消え、結果として10数鉢の寒蘭、数鉢の洋蘭やエビネが手元にある。

寒蘭は四国や九州で非常に盛んであり、これらの県の方々にはセミプロ級の方が多数おられるが、彼らとの蘭談義に一旦花が咲くと時間も用務を忘れてしまい、いい人だなあという印象だけが強く残ることとなる。その点、釣りなどはいけない。釣った魚の大きさなどの話になると、竿のおかげだの運だのと、さもない考えが脳裏を横切る。蘭作りは、地域や人により用土も違い、気候、環境によって微妙に栽培方法が違う。極端な話、個人個人でやり方はみな違うと言って良い。このため、うまくいっていると聞いても、賞賛することはあっても比較することはないのである。

このように蘭作りの効用は極めて高いのであるが、まだまだ敷居が高いと思われるようだ。最近では蘭も随分安くなった。開花の期間も他の植物に比べかなり長いので、切り花感覚でまず蘭を購入し、蘭作りの世界に入ってみることを是非おすすめしたい。



漁政部水産経営課 指導室長 木島 利通

発表年月日	発表事項名	担当課
H20.4.2	農林水産公共事業コスト構造改善について	整備課
H20.4.4	平成20年2月の日本海高波浪に関する技術検討委員会（第2回）の開催について	整備課
H20.4.9	平成20年度第1回日本海海況予報	資源課
H20.4.11	2008年度における第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN-II) 三陸沖鯨類捕獲調査の開始について	遠洋課
H20.4.11	高波発生メカニズム共有に関するWG（第2回）	整備課
H20.4.14	第21次南極海鯨類捕獲調査船団（平成19年度）の入港について	遠洋課
H20.4.14	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
H20.4.17	第1回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会の開催について	管理課
H20.4.18	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
H20.4.21	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
H20.4.22	日・マーシャル漁業協議の開催について	国際課
H20.4.23	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
H20.4.24	今村農林水産副大臣の国内出張について	漁場資源課
H20.4.25	第2回遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会の開催について	沿岸沖合課
H20.4.25	第11回日韓漁業共同委員会第1回課長級協議の開催について	国際課
H20.4.26	日ロさけ・ます漁業交渉の結果について	国際課
H20.4.28	平成20年度第1回日本海スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
H20.4.30	平成20年度第1回瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報	漁場資源課
H20.4.30	日・マーシャル漁業協議の結果について	国際課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

## 水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班  
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階  
代表 03-3502-8111（内線6505）  
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>